

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定 年月日																																												
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u> </u>口頭<u> </u> <u> </u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第<u>12</u>条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第<u>8</u>条第1項<u>又は第2項</u>に規定する遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、どぼんこをいう。）<u>・たも網</u>に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄の規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規 模</th></tr><tr><td>友釣り</td><td>リールの使用は禁止</td></tr><tr><td><u>たも網</u></td><td><u>口径 40 cm以下</u></td></tr></table> 2 略 第4条から第7条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">魚種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊 漁 料</th><th rowspan="2">現場 加算料</th></tr><tr><th>日釣</th><th>年釣</th></tr><tr><td>あ ゆ</td><td>手釣・竿釣</td><td>1,100 円</td><td>4,400 円</td><td>550 円</td></tr><tr><td>雑魚釣</td><td>手釣・竿釣 <u>・たも網</u></td><td>550 円</td><td>3,300 円</td><td>550 円</td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	友釣り	リールの使用は禁止	<u>たも網</u>	<u>口径 40 cm以下</u>	魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場 加算料	日釣	年釣	あ ゆ	手釣・竿釣	1,100 円	4,400 円	550 円	雑魚釣	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	550 円	3,300 円	550 円	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u>遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出</u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第<u>13</u>条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第<u>9</u>条第1項<u> </u>に規定する遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、どぼんこをいう。）<u> </u>に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄の規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規 模</th></tr><tr><td>友釣り</td><td>リールの使用は禁止</td></tr></table> 2 略 第4条から第7条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">魚種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊 漁 料</th><th rowspan="2">現場 加算料</th></tr><tr><th>日釣</th><th>年釣</th></tr><tr><td>あ ゆ</td><td>手釣・竿釣</td><td>1,100 円</td><td>4,400 円</td><td>550 円</td></tr><tr><td>雑魚釣</td><td>手釣・竿釣 <u> </u></td><td>550 円</td><td>3,300 円</td><td>550 円</td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	友釣り	リールの使用は禁止	魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場 加算料	日釣	年釣	あ ゆ	手釣・竿釣	1,100 円	4,400 円	550 円	雑魚釣	手釣・竿釣 <u> </u>	550 円	3,300 円	550 円	第3条で漁具・漁法を規定しており、その他の場合が存在しないため文書を簡略化 条ズレ修正 漁業調整規則の一部改正に伴い、 たも網を漁具・漁法に規定 漁業調整規則の一部改正に伴い、 たも網の遊漁料を規定	認可の日
漁具・漁法	規 模																																														
友釣り	リールの使用は禁止																																														
<u>たも網</u>	<u>口径 40 cm以下</u>																																														
魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場 加算料																																											
		日釣	年釣																																												
あ ゆ	手釣・竿釣	1,100 円	4,400 円	550 円																																											
雑魚釣	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	550 円	3,300 円	550 円																																											
漁具・漁法	規 模																																														
友釣り	リールの使用は禁止																																														
魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場 加算料																																											
		日釣	年釣																																												
あ ゆ	手釣・竿釣	1,100 円	4,400 円	550 円																																											
雑魚釣	手釣・竿釣 <u> </u>	550 円	3,300 円	550 円																																											

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	550 円	2,200 円	550 円
	中学生以下	無料	無料	—
雑魚釣	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	275 円	1,650 円	550 円
	中学生以下	無料	無料	—

3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。

4 略

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名、住所
- （2）承認期間
- （3）魚種
- （4）漁具・漁法
- （5）遊漁区域
- （6）遊漁料の額
- （7）注意事項
- （8）その他参考となるべき事項
- （9）発行者名

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	550 円	2,200 円	550 円
	中学生以下	無料	無料	—
雑魚釣	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	275 円	1,650 円	550 円
	中学生以下	無料	無料	—

3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4 略

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名、住所
- （2）承認期間
- （3）魚種
- （4）漁具・漁法
- （5）遊漁区域
- （6）遊漁料の額
- （7）注意事項
- （8）その他参考となるべき事項
- （9）発行者名

文言修正

2 前項（１）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。 3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行なうものとする。 4 略 第10条から第11条 略 （違反者に対する措置） 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行なわないものとする。	2 前項（１）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。 3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行なうものとする。 4 略 第10条から第11条 略 （違反者に対する措置） 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行なわないものとする。	条ズレ修正	
--	--	-------	--